

○名寄市病院事業期間入札実施要綱

平成 30 年 10 月 29 日病院事業訓令第 8 号

改正

令和 2 年 7 月 31 日病院事業訓令第 2 号

名寄市病院事業期間入札実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、名寄市病院事業が行う一般競争入札等を、期間入札の方式により執行する場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 期間入札 入札書を一定の期間に一般書留若しくは簡易書留により郵送する方法又は直接持参する方法により提出させ、特定の日時に開札及び落札者の決定を行う入札をいう。

(2) 期日入札 入札書を特定の日時に直接持参する方法により提出させ、直ちに開札及び落札者の決定を行う入札をいう。

(対象案件)

第 3 条 期間入札の対象となる案件は、次に掲げる業務のうち、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるものとする。

(1) 入札参加者の全部又は一部が名寄市内又はその周辺に営業所を有しない等の理由により、期日入札の方式により執行した場合、入札参加者の全部又は一部にとって著しく不便又は不利となる場合

(2) その他管理者が必要と認める場合

(予定価格の公表)

第 4 条 期間入札を行う場合は、原則として予定価格を事前公表するものとする。ただし、予定価格を事前公表することにより、名寄市病院事業に不利となるおそれ又は談合等の不正が行われるおそれがあると管理者が認めたときは、予定価格を事前に公表しないことができる。

(入札の公告又は通知)

第 5 条 期間入札の公告又は通知（以下「公告等」という。）においては、名寄市病院事業契約規程（名寄市病院事業管理規程第22号。以下「契約規程」という。）第 4 条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項も併せて公告等をするものとする。

- (1) 期間入札により入札を執行すること。
- (2) 入札書の提出方法、提出期限及び提出先
- (3) 入札金額に対応した積算内訳書その他の書類の提出が必要な場合は、その旨
- (4) 予定価格（前条ただし書に該当する場合を除く。）
- (5) 前条ただし書の規定により予定価格を公表しない場合は、入札回数及び再度の入札を行うに当たって必要な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める事項
(入札書等の提出方法等)

第6条 期間入札の入札参加者は、一般書留又は簡易書留により郵送する方法又は直接持参する方法のいずれかにより、公告等で指定された提出期限（以下「提出期限」という。）までに、入札書及び前条第1項第3号の書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

- 2 期間入札の入札参加者は、入札書等の提出に当たっては、入札書等を封筒に入れて封かんし、封筒の表面に入札案件の名称及び入札参加者氏名を記載すること。
(入札の辞退)

第7条 期間入札に関し、指名競争入札に係る指名通知又は一般競争入札に係る認定通知を受けた者（以下「被通知者」という。）が入札を辞退しようとするときは、提出期限までに、文書又は口頭で管理者に連絡しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、被通知者は、入札書等が第5条第1項第2号に定める提出先に到達した後は、提出期限内であっても入札を辞退することができない。ただし、入札書等の提出後、開札日までの間にやむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(入札回数)

第8条 期間入札の入札回数は、1回とする。ただし、第4条ただし書の規定により予定価格を公表しない場合は、公告等に掲げた第5条第1項第5号の事項に基づき、再度の入札を行うものとする。

(費用の負担)

第9条 期間入札に係る入札書等の提出に要する費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書等の保管等)

第10条 管理者は、提出期限までに到達した入札書等について、封筒の表書及び記載内容（第5条第1項第3号の書類がある場合は、当該書類を含む。）を確認し、開札日

時までに厳重に保管しなければならない。

- 2 前項の封筒は、いかなる理由があっても、開札日時までに開封してはならない。
- 3 一度提出された入札書等の撤回、書換え又は差替えは、これを認めない。

(入札の無効)

第11条 契約規程第13条第1号から第8号までに掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札書等が提出期限を経過した後に到達し、又は提出された入札
- (2) 第6条の規定に違反する方法により入札書等を提出した者の入札
- (3) 第7条第2項ただし書の規定により辞退を認めた者の入札
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公告等により特に指定した事項に違反する入札

(開札)

第12条 期間入札の開札は、公告等に示す開札の日時及び場所において公開で行うものとし、管理者は、当該入札事務に関係のない職員2人を立ち会わせるものとする。

- 2 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、それらの者があらかじめ入札書に記載したくじ番号を基に、別に定めるくじの方法により、順位及び落札者を決定するものとする。

(入札の延期等)

第13条 管理者は、期間入札に関し郵便事故等又は不正な行為等があった場合において、必要があると認めるときは、当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。この場合において、入札参加者に損害が生じたとしても、管理者は、その責めを負わないものとする。

(入札結果の通知)

第14条 管理者は、期間入札により落札者を決定した場合は、速やかに入札参加者にその旨を通知する。

- 2 前項の場合において、落札者以外の入札参加者に対する入札結果の通知は、入札結果を名寄市立総合病院ホームページ上で公表することにより、これに代えることができる。

附則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

附則（令和2年7月31日病院事業訓令第2号）

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。